

QST 病院における院内感染対策について

2020年6月2日更新
QST 病院長 辻 比呂志

QST 病院では、日頃から院内感染対策を実施しているところではありますが、この度、新型コロナウイルスに対する注意喚起がなされていることを踏まえ、改めて院内感染対策を徹底するとともに、来院者の皆様にも周知してご協力をお願いすることといたしました。

患者様が感染症であるかまたはその疑いがある（発熱、呼吸器症状など）場合には、主治医および病院長の判断により診断、治療などを中止もしくは中断して、来院をお断りしたり退院をお願いする場合があります。また、ご家族や通訳等、患者様と接触された方に感染もしくはその疑いがある場合、その方の当院への来院ができないだけでなく、患者様ご本人についても、症状の有無にかかわらず同様に对应させていただく可能性があります。なお、この基本的な対応につきましてはインフルエンザなど新型コロナウイルス以外の感染症も含まれます。

当院における診療の再開につきましては他病院での診察・検査の結果をふまえて、判断させていただきますが、原則としては他の患者様への感染のリスクがないことの確認が必要となります。

上記の一般的対応に加え、特に新型コロナウイルス肺炎に関する対応につきましては、厚生労働省の通知等に基づき、以下のいずれかに該当する場合には、感染症対応が可能な他の医療機関を受診していただく、帰国者・接触者相談センターに相談する等の対応をお願いする場合があります。

- ・風邪の症状や発熱が4日以上続く方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）。
ただし、高齢者や基礎疾患がある方等は1日でもこの症状がある場合。
- ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある方。

なお、当院では、外務省の感染症危険情報*においてレベル2以上に指定されている地域に滞在歴がある患者様および同行者（家族、通訳、コーディネーター等）が来院する場合は、発熱等の症状の有無にかかわらず、来院日の少なくとも2週間前に入国していて、かつ感染症状がないものとし、2週間以内にこれらの地域に滞在したことのある方と濃厚に接触した場合も来院は認めないものとさせていただきます。なお入国時の検疫によって指定場所での待機を要請された場合はその期間も含むものとしします。

*外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp>

「感染症危険情報」とは：https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html

また、当院では来院する全ての方にマスクの着用と病院玄関でのアルコール製剤による手指消毒、検温、問診票の記入をお願いしています。加えて、外来では最小人数での受診をお願いしていますので、通訳などの介助者以外の同伴が必要な場合は、予め申し出て下さい。

現在、入院患者様についての外出泊と面会は原則ご遠慮いただいています（ただし、患者さんの治療上、医師が必要と判断した場合はこの限りではありません）。

ご協力をよろしくお願いいたします。

【関連する公式情報】

○国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-corona/9305-corona.html>

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>